議 事 日 程 (第1号)

平成28年6月2日(木)午前10時開会

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		湖西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
日程第4	議案第43号	湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第5	議案第44号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第6	議案第45号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任に係る専決処分の承認を求めることについ
		て
日程第7	議案第46号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任に係る専決処分の承認を求めることについ
		て
日程第8	議案第47号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定
		に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第9	議案第48号	湖西市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについ
		て
日程第10	議案第49号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めること
		について
日程第11	議案第50号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求める
		ことについて
日程第12	議案第51号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一
		部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第13	議案第52号	社会体育施設等への指定管理者制度の導入のための関係条例の整備に関する条例制定
		について
日程第14	議案第53号	湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
		正する条例制定について
日程第15	議案第54号	湖西市風致地区条例の一部を改正する条例制定について
日程第16	議案第55号	湖西市新居関所周辺地区景観条例の一部を改正する条例制定について
日程第17	議案第56号	財産の取得について
日程第18	議案第57号	市道の路線の廃止について
日程第19	議案第58号	平成28年度湖西市一般会計補正予算(第1号)
日程第20	議案第59号	平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第21	議案第60号	平成28年度湖西市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第22	請願第2号	自動車関係諸税の見直しについての意見書提出に関する請願
日程第23	請願第3号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願

○本日の会議に付した事件…

議事日程に掲げた事件に同じ

○出席及び欠席議員	出席表のと	おり
○説明のため出席した者	出席表のと	おり
○職務のため議場に出席した事務局職員	出席表のと	おり

午前10時00分 開会

○議長(二橋益良) ただいまの出席議員は18名で あります。定足数に達しておりますので、これより 平成28年6月湖西市議会定例会を開会いたします。

○議長(二橋益良) 事務局長から報告事項を申し 上げます。

[議会事務局長 山本一敏登壇]

〇議会事務局長(山本一敏) 表彰について申し上 げます。去る5月31日、東京で開催されました第92 回全国市議会議長会定期総会におきまして、二橋益 良議長が市議会議員勤続25年以上表彰を受けられま したので御報告いたします。

ただいまからその伝達式を行います。

二橋議長、恐れ入りますが質問席の前のほうまで お進みください。神谷副議長から伝達をお願いいた します。

〔副議長 伝達〕

○議会事務局長(山本一敏) おめでとうございました。

続きまして議案書の受理について申し上げます。 6月定例会に市長から提出されました議案は18件で ございます。その内容は人事案件4件、条例の専決 処分5件、条例の制定・一部改正4件、平成28年度 補正予算3件、その他2件でございます。また請願 を2件受理しております。

2月以降の議会活動につきましては、お手元に配付いたしました市議会日誌のとおりでございます。 以上で報告を終わります。

○議長(二橋益良) なお、請願第2号 自動車関係諸税の見直しについての意見書提出に関する請願の趣旨説明において、紹介議員より資料の配付を求められましたので、これを許可いたします。資料はあらかじめ議席に配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また本日、傍聴席へ報道機関が入っております。 撮影の申し出がありまして、これを許可しておりま すので御報告申し上げます。

○議長(二橋益良) 日程第1 会議録署名議員の

指名を行います。

会議録署名議員に11番 荻野利明君、12番 豊田 一仁君を指名いたします。

〇議長(二橋益良) 次に、平成27年度湖西市一般 会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について総務 部長から報告がございます。総務部長。

[総務部長 飯田勝義登壇]

○総務部長(飯田勝義) 平成27年度湖西市一般会計予算の繰り越しについて報告させていただきます。 お手元の繰越明許費繰越計算書2ページをごらんいただきたいと思います。

本年3月定例議会において議決をいただきました 平成27年度湖西市一般会計補正予算(第5号)の第 4条繰越明許費7件及び第6号の第2条繰越明許費 10件の合計17件、3億1,082万円のうち3億767万 2,000円につきまして、平成28年度へ繰り越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の 規定により報告するものであります。

それでは3ページ、繰越明許費繰越理由書をごら んいただきたいと思います。

○議長(二橋益良) ちょっと待ってください。書類の確認をさせていただきます。

暫時休憩といたします。

午前10時07分 休憩

午前10時09分 再開

○議長(二橋益良) それでは休憩を解いて会議を 再開いたします。

まことに申しわけありません。総務部長のほうから、初めからちょっと説明をお願いいたします。

〔総務部長 飯田勝義登壇〕

○総務部長(飯田勝義) それではもう一度2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

本年3月定例会において議決をいただきました平成27年度湖西市一般会計補正予算(第5号)の第4条繰越明許費7件及び第6号の第2条繰越明許費10件の合計17件、3億1,082万円のうち3億767万2,000円につきまして、平成28年度へ繰り越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の

規定により報告するものであります。

それでは3ページ、繰越明許費繰越理由書をごら んいただきたいと思います。

初めに、3月議会で議決をいただきました補正予算(第5号)の繰越明許費に係る7件について説明させていただきます。理由書に沿って、事業名、翌年度繰越額、繰越理由、完成予定日の順に説明させていただきます。

2 款総務費、業務システム保守業務の1,400万円 及び個人番号カード交付事務1,432万8,000円、並び に3款民生費、年金生活者等支援臨時福祉給付事業 1億4,370万9,000円については、国の平成27年度補 正予算に伴う事業であり、3月議会において補正計 上いたしましたことから、年度内に完了できなかっ たものであります。いずれも完了予定日は平成29年 3月末であります。

4ページをごらんください。

上から3つ目の事業、4款衛生費、市営火葬場法面復旧事業1,232万円については、大型車の迂回路の確保が困難となり、作業日程の見直しを行ったためであります。完成予定は平成28年6月末であります。

1 つ飛びまして8 款土木費、大森新道線道路改良 事業2,000万円につきましては、土地所有者との用 地交渉に不測の日数を要したためであります。完成 予定は平成28年8月末であります。

一の宮川河川改修事業3,135万円については、支 障物件である電柱移転に不測の日数を要したためで あります。完成予定は平成28年6月末であります。

新所原駅周辺まちづくり事業4,300万円については、新所原駅自由通路新設及び橋上駅舎化事業において、施工上の安全性等を考慮し、作業日程の見直しを行ったためであります。完成予定は平成29年3月末であります。

3ページのほうへもう一度お戻りください。

次に3月議会で追加議案として提出し、議決いただきました補正予算(第6号)の繰越明許費に係る10件について、まとめて説明させていただきます。

これらは国の平成27年度補正予算に盛り込まれた 地方創生加速化交付金を活用するため、3月議会に おいて補正計上いたしましたことから、年度内に完 了できなかったものであります。

4番目の事業になります。3款民生費、子育て支援センター運営事業170万9,000円については、子育て支援広場開設のための事業で、完成予定日は平成29年3月末であります。

のびのび預かり事業279万5,000円については、児童の一時預かり事業で、完成予定日は平成29年3月末であります。

児童発達支援事業519万7,000円については、発達障害児に対しまして社会生活の適用のため必要な支援を行う事業で、完了予定日は平成29年3月末であります。

湖西市子育て相談事業50万円については、子育てに関する相談・助言を民間保育所に委託する事業で、 完了予定日は平成29年3月末であります。

4款衛生費、健診事後指導事業68万2,000円については、心理判定士による相談、言語聴覚士による言葉の相談、療育教室の各事業で、完了予定日は平成29年3月末であります。

4ページをごらんください。

幼児健診事業407万3,000円については、幼児期の 健診を実施するほか、育児支援の各事業で、完了予 定日は平成29年3月末であります。

母子保健相談事業98万4,000円については、妊娠中から幼児期の各期における相談や育児教室の各事業で、完了予定日は平成29年3月末であります。

1 つ飛びまして 5 款労働費、女性活躍推進事業 765万9,000円については、女性の再就職支援及びセ ミナーの開催などの事業で、完了予定日は平成29年 3月末であります。

8款土木費を飛んでいただきまして、10款教育費、 家庭教育サポート事業252万5,000円については、子 育て講座の開催、家庭教育のパンフレットを作成す る事業で、完了予定日は平成29年3月末であります。

青少年教育の推進事業284万1,000円については、 各種団体と連携した体験型事業を開催するもので、 完了予定日は平成29年3月末であります。

以上で平成27年度湖西市一般会計予算繰越明許費 繰越計算書の報告とさせていただきます。 〇議長(二橋益良) 次に、平成27年度湖西市公共 下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報 告について環境部長から報告がございます。環境部 長。

〔環境部長 松本省貴登壇〕

○環境部長(松本省貴) 平成27年度湖西市公共下 水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越計算書につ きまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定 により御報告させていただきますので、お手元の報 告資料をごらん願います。

この繰り越しは、本年3月の定例市議会において 議決をいただきました平成27年度湖西市公共下水道 事業特別会計補正予算(第3号)の第2条繰越明許 費に係るものでございます。ページを1枚めくって いただきまして、繰越計算書をごらんください。

第1款事業費第2項事業費の管渠築造事業1件900万円を、平成28年度に繰り越しさせていただきました。

裏面の繰越理由書をごらんください。繰り越しをいたしました事業は、特環古見地区枝線管渠築造工事、4工区でございます。工事発注後に試掘調査を行ったところ、水道管の移設工事が必要と判明したため、その協議及び移設工事に不測の日数を要したことから繰越明許とさせていただくものでありまして、工事は既に完了しております。

以上で予算の繰越明許費繰越計算書の報告とさせ ていただきます。

○議長(二橋益良) 次に、湖西市土地開発公社の 経営状況について総務部長から報告がございます。 総務部長。

[総務部長 飯田勝義登壇]

〇総務部長(飯田勝義) それではお手元の資料、 湖西市土地開発公社経営状況報告書をごらんください。

それでは1ページをごらんください。地方自治法 第243条の3第2項の規定により提出いたしました 湖西市土地開発公社の経営状況について御説明申し 上げます。

初めに平成27年度湖西市土地開発公社の決算につきまして申し上げます。

1概況(1)総括事項のア土地の取得事業といたしましては、新居斎場進入道路整備事業用地1件、3,271.98平方メートルと、三ツ谷一の橋線道路用地先行取得事業用地1件、176.48平方メートルを取得いたしました。次に、イ土地の処分状況といたしましては、都市計画街路中央幹線代替用地、大森2件、3,973.00平方メートルを市へ処分いたしました。

2ページをお願いいたします。事業執行に伴いま す決算事項別明細書であります。

(1)収益的収入及び支出の収入では、1款1項 1目1節事業収益の公有用地売却収益は4,897万 3,171円、2款1項1目1節事業外収益の受取利息 は1万1,109円で、収入合計は4,898万4,280円であ ります。

3ページをお願いいたします。

支出では1款1項1目1節事業原価の公有用地売 却原価は4,823万3,411円、2款1項一般管理費は12 万3,920円、支出合計は4,835万7,331円であります。 4ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出の収入は、1款1項1 目1節資本的収入の借入金は4,100万円であります。 支出といたしましては、1款1項資本的支出の建設 改良費は2,974万5,360円、2項借入償還金は4,570 万円で支出合計は7,544万5,360円であります。

5ページをお願いいたします。貸借対照表であります。

平成28年3月31日現在で公社が保有している全ての資産、負債及び資本をあらわしたものであります。 資産の部において、I流動資産のうち2公有用地は3億5,181万6,099円で、流動資産とII固定資産との資産合計は4億2,465万1,140円であります。

6ページをお願いいたします。

負債の部において、II固定負債の1長期借入金は 3億6,256万468円で、Iの流動負債との負債合計は 3億8,649万7,775円であります。

資本の部においては、II 準備金は3,315万3,365円 でございまして、I の資本金との資本合計は3,815 万3,365円、負債・資本の合計は4億2,465万1,140 円であります。

7ページをお願いいたします。損益計算書でござ

います。

当期利益は62万6,942円であります。

8ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書であります。

資金の増加・減少を表示するものでありまして、 IV当期増加額は1,441万4,999円で、VI期末残高は 6,783万5,041円であります。

9ページをお願いいたします。剰余金計算書であります。

1 準備金の①前年度繰越準備金に②当年度純利益 を加えた2翌年度繰越準備金は3,315万3,365円であります。

10ページから19ページ、これは附属の明細表でございます。ここまで説明した内容の補足資料でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

では20ページから23ページ。20ページから23ページは土地の取得及び処分箇所の案内図でございます。 後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして平成28年度予算の状況でございます。 24ページをごらんください。事業計画であります。 湖西市から委託され、土地の取得事業及び処分事 業を行うものであります。

25ページをお願いいたします。予算実施計画であります。

(1)収益的収入及び支出の収入は、1款1項1 目1節事業収益の公有用地売却収益は1,000万円、 2款事業外収益として受取利息等1万5,000円で、 収入合計は1,001万5,000円であります。

26ページをお願いいたします。

支出は1款1項1目1節事業原価の公有用地売却原価は975万円、2款1項の一般管理費は17万2,000円で、支出合計は992万2,000円であります。

27ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出の収入は、1款1項1 目1節資本的収入の借入金は2,900万円であります。 支出、1款1項1目資本的支出の公有用地取得費は 4,245万8,000円で、3目建設利息は75万円、2項借 入償還金はゼロ円で、支出合計は4,320万8,000円で あります。

28ページをお願いいたします。予定貸借対照表で

ございます。

予算を全て執行すると想定いたしました平成29年 3月31日現在の金額であります。資産の部は、I流 動資産、II固定資産の合計4億2,980万8,000円であ ります。

29ページをお願いいたします。

負債の部は I 流動負債、II 固定負債の負債合計 3 億9,156万1,000円であります。資本の部は I 資本金、II 準備金の資本合計3,824万7,000円であります。負債・資本の合計は 4 億2,980万8,000円であります。

30ページをお願いいたします。予定損益計算書でございます。

当期純利益は9万3,000円を予定しております。

31ページ。31ページは28年度土地取得事業の計画 案内図でございます。後ほどごらんいただきたいと 存じます。

以上で湖西市土地開発公社の経営状況の説明とさせていただきます。

〇議長(二橋益良) 報告は終わりました。

ここで市長の御挨拶があります。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

〇市長(三上 元) 皆様、おはようございます。 本日ここに平成28年6月湖西市議会定例会の開催に 当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

4月14日に発生いたしました熊本地震は、多くの 犠牲者や19万人とも言われる避難者を出す結果とな りました。また、5月に入っても余震が続くなど、 断層による直下型地震の恐ろしさと不測の事態に対 する緊急体制の重要さを改めて教えられました。

ここに、犠牲になられました方々の御冥福をお祈りするとともに、一刻も早い被災地の復興を願っております。

当市におきましても5月末までに職員4名を現地 に派遣いたしており、さらに6月9日からはもう1 名派遣することを決定している状況にあります。

また5月26、27日に開催されましたG7伊勢志摩サミット終了後には、オバマ大統領が現職のアメリカ大統領としては初めて広島を訪れましたこと、歴史に残る出来事として評価したいと思います。

このように我が国にとりまして非常に大きな出来

事が連続して始まりました平成28年度でございます。

一方、当市の平成28年度に目を向けますと、新・湖西市総合計画の基本構想に掲げる将来像、市民協働で創る「市民が誇れる湖西市」の実現に向けて、事業の選択と集中の考えのもとに、津波避難施設空白域に対する津波避難施設の整備や25メートル級はしご付消防車の導入により、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する年として位置づけ、既に動き始めているところでございます。

また継続中の大型建設事業であります衛生プラント施設改修事業や、新所原駅周辺整備事業の推進により、調和のとれた便利なまちづくりを目指す事業が展開されており、この8月には衛生プラント、さらに年内には新所原駅南北自由通路と橋上駅舎の完成がそれぞれ見込まれております。

さらに豊田佐吉翁生誕150年記念事業の2月11日 に行う記念式典におきましては、2014年にノーベル 物理学賞を受賞した天野浩先生をお呼びし、講演を 行っていただく予定でございます。

そして昨年に続き本年度も、職員には残業をなく そうの合い言葉のもとに、原則夜8時以降の時間外 勤務をやめ、必要な場合には早朝出勤にて対応する よう、夏の生活スタイル変革につきまして指示を出 したところであります。

このように、今年度も職員のワークライフバランスと連続休暇をとりやすい職場環境の創生に配慮し、職員に健康管理を留意させ、動機づけを図りながら予定している事業を着実に進めてまいりたいと考えております。

今回、本定例会に提出させていただきました議案は、条例制定や補正予算など18件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○議長(二橋益良) 挨拶は終わりました。

午前10時34分 開議

○議長(二橋益良) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでご ざいます。 なお、先ほど会議録署名議員の指名を開会前に宣 言してしまいましたので、再度日程に入れて宣言を させていただきたいと思います。失礼いたしました。

○議長(二橋益良) 日程第1 会議録署名議員の 指名を行います。

会議録署名議員に11番 荻野利明君、12番 豊田 一仁君を指名いたします。

○議長(二橋益良) 日程第2 会期の決定を議題 といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から 6月17日までの16日間とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に休会日についてお諮りいたします。6月3日から8日、11日から12日、14日から16日は、議案調査のため休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○議長(二橋益良) 日程第3 湖西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

地方自治法第182条第1項により、選挙管理委員会委員は普通地方公共団体の議会において選挙することになっております。また同条第2項において、前項の選挙を行う場合においては、同時に委員と同数の補充員を選挙しなければならないと定められております。

本市の選挙管理委員会委員及び補充員は、6月11 日をもって任期満了となりますことから、新たに選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、 地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選 によりたいと思いますが、これに御異議ございませ んか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、よって選挙 の方法は指名推選によることといたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長 において指名することにいたしたいと思いますが、 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認めます。よって 議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。選挙管理委員会委員に、 藤井年昭君、遠藤一明君、疋田敏行君、夏目裕江さ んを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(二橋益良) 異議なしと認めます。よって ただいま議長において指名いたしました藤井年昭君、 遠藤一明君、疋田敏行君、夏目裕江さんが、選挙管 理委員会委員に当選されました。

続きまして、補充員には佐原 剛君、藤田祐司君、 牛田博文君、伴 高男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を補充員の当選人と定めることに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認めます。よって ただいま議長において指名いたしました佐原 剛君、 藤田祐司君、牛田博文君、伴 高男君が、補充員に 当選されました。

次に補充員の順序についてお諮りいたします。た だいま議長が指名いたしました順序によりたいと思 いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、よって補充の順序はただいま議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

○議長(二橋益良) 日程第4 議案第43号 湖西 市公平委員会委員の選任につき同意を求めることに ついてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長(二橋益良) 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第43号につきまして御説 明申し上げます。

公平委員会は、地方公務員の労働基本権が制限されていることから、その代償として中立的な立場で市の職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障する目的で、地方公務員法に基づき設置される準司法的な権限を持つ行政委員会でありまして、同法の規定により3人の委員で構成され、任期は4年となっております。

今回、山本博己委員より辞任届が提出されたため、新たな委員として白井富士子氏を選任するものであります。白井氏は、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関する高い識見をお持ちのことから適任者として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期は辞任された山本委員の残任期間であります 平成30年3月22日までであります。よろしく御審議 賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(二橋益良) 説明は終わりました。

本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに 採決したいと思いますが、これに御異議ございませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認めます。直ちに 採決いたします。本案を原案のとおり同意すること に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、議案第43号 は原案のとおり同意することに決定いたしました。

〇議長(二橋益良) 日程第5 議案第44号 人権 擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることに ついてを議題といたします。 事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長(二橋益良) 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第44号につきまして御説明申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき国民に 保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想 の普及と高揚を図るために各市町村に置かれている ものであります。この委員は法務大臣が委嘱し、任 期は3年となっておりますが、人権擁護委員法第6 条第3項の規定により市町村長は委員の推薦に当た り議会の意見を聞くこととなっております。

現在、本市の人権擁護委員は8名となっておりますが、伴野喜子委員が平成28年9月30日をもって任期満了を迎えます。

伴野喜子委員は、平成25年より1期務めていただいており、人格識見高く社会貢献の精神に基づき熱意をもって人権擁護活動に従事していただいておりますことから、適任と考え再任すべく推薦するものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(二橋益良) 説明は終わりました。

本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに 採決いたしたいと思いますが、これに御異議ござい ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、議案第44号 は原案のとおり同意することに決しました。

○議長(二橋益良) 日程第6 議案第45号から日 程第7 議案第46号までの2件の湖西市固定資産評 価審査委員会委員の選任に係る専決処分の承認を求 めることについてを一括議題といたします。

事務局長に朗読させます。

[議会事務局長朗読]

○議長(二橋益良) 市長に提案理由の一括説明を 求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第45号及び議案第46号に つきまして一括して御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、地方税法に基づき固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために各市町村に置かれているもので、本市の委員は3名、任期は3年となっております。

このたび、蒔山富士雄委員及び吉原みゆき委員の 2名が任期満了となりました。両委員とも、地域の 人望も厚く、また固定資産の評価に関する研さんも 積まれておられますことから、適任者として引き続 き選任いたしたく、地方自治法第179条第1項の規 定により専決処分させていただきましたので、ここ に報告するものであります。

なお委員の任期につきましては、両名とも平成28 年4月1日から平成31年3月31日までとなっており ます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ ます。

〇議長(二橋益良) 説明は終わりました。

初めに議案第45号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、直ちに採決 いたします。本案を原案のとおり承認することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、議案第45号 は原案のとおり承認することに決しました。

次に議案第46号についてお諮りいたします。本件 は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決い たしたいと思いますが、これに御異議ございません か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、直ちに採決 いたします。本案を原案のとおり承認することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、議案第46号 は原案のとおり承認することに決しました。

〇議長(二橋益良) 日程第8 議案第47号 行政 不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条 例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認 を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

O議長(二橋益良)市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第47号につきまして御説明申し上げます。

国からの通達により、行政不服審査法の施行に伴

う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をさせていただきましたので、ここに報告し、御承認をお願いするものであります。改正の内容は、附則第3項における湖西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の経過措置に関する規定について、改正前は申し出期間の初日の日付により新法と旧法の適用区分を判断しておりましたが、今回の改正により価格の公示等の日付により適用区分の判断をしようとするものであります。

なお施行日は平成28年4月1日とするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(二橋益良) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、本件は委員 会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 以上で討論を終わります。

それでは議案第47号について採決いたします。本 案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手 を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(二橋益良) 挙手全員であります。したがって議案第47号は原案のとおり承認されました。

O議長(二橋益良) 日程第9 議案第48号 湖西 市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処 分の承認を求めることについてを議題といたします。 事務局長に朗読させます。

[議会事務局長朗読]

○議長(二橋益良) 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第48号につきまして御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成28 年3月31日に公布されたことに伴い、湖西市税条例 等の一部を改正する必要が生じたものであります。

この改正が平成28年4月1日から施行されるため、 市議会を招集するいとまがなかったことから、地方 自治法第179条第1項の規定により、湖西市税条例 等の一部を改正する条例制定に係る専決処分をさせ ていただきましたので、御報告し、御承認をお願い するものであります。

改正の内容は、第1条関係が、行政不服審査法の 全面改正に伴う用語の改正、固定資産税の非課税処 理に係る対象法人の名称変更等及び地域決定型地方 税制特例措置(通称わがまち特例)の割合を定める 規定の追加であります。

第2条関係が、平成27年12月定例会におきまして 議決いただきました湖西市税条例の一部を改正する 条例の規定のうち、市たばこ税に関する経過措置の 規定の改正であります。

なお詳細につきましては総務部長から補足説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(二橋益良) 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

[総務部長 飯田勝義登壇]

○総務部長(飯田勝義) 補足説明させていただきます。

議案書は10ページから13ページ、参考資料は7ページからとなります。説明は新旧対照表に沿って進めさせていただきます。

初めに第1条の湖西市税条例の一部改正につきま して説明させていただきます。

第18条の2の改正は、行政不服審査法の全面改正 により、不服申し立てを審査請求に改めるものであ ります。

第56条及び第59条の改正は、独立行政法人労働者 健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構に 組織改正されたことに伴い改めるものであります。

次に附則第10条の2につきましては、わがまち特例の導入による固定資産税等の税負担軽減措置等を加えるために改めるものであります。

附則第10条の2第3項の改正は、地方税法の改正 に伴う号ずれを改めるものであります。

附則第10条の2第4項は、津波対策の用に供する 港湾施設等に係る課税標準の特例措置について追加 するもので、適用期限を平成32年3月31日までとし、 課税標準の特例割合を地方税法で参酌すべき割合と 同じ2分の1を規定するものであります。

附則第10条の2第5項及び第6項の改正は、第4項の追加によりそれぞれ繰り下げるものであります。

附則第10条の2第7項から第11項は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について追加するもので、適用期限を平成30年3月31日までとし、第7項の太陽光発電及び第8項の風力発電設備については、課税標準の特例割合を地方税法で参酌すべき割合と同じ3分の2とし、第9項の水力発電設備、第10項の地熱発電設備及び第11項のバイオマス発電設備については、課税標準の特例割合を地方税法で参酌すべき割合と同じ2分の1を規定するものであります。

附則第10条の2第12項の改正は、第7項から第11項の追加により繰り下げるものであります。

附則第10項の3第8項第5号の改正は、省エネ改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置の申告に、一戸当たりの工事費について国または地方公共団体から交付される補助金等を控除した金額が50万円を超えるものとする規定を加えるものであります。

続きまして第2条でございます。第2条は平成27年12月定例会におきまして議決いただきました湖西市税条例の一部を改正する条例、平成27年湖西市条例第33号でございます。これの一部を改正するものであります。

改正内容ですが、市たばこ税に関する経過措置に 関するもので、地方税法の改正に伴い字句等を改め る必要が生じましたので、附則第6条の各表中の字 句等について改めるものであります。

附則の第1条は条例の施行日を平成28年4月1日 とするものです。

第2条は固定資産税に関する経過措置を規定する ものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(二橋益良) 説明は終わりました。 質疑を行います。質疑のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(二橋益良) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 以上で討論を終わります。

それでは議案第48号について採決いたします。本 案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手 を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(二橋益良) 挙手全員であります。したがって議案第48号は原案のとおり承認されました。

〇議長(二橋益良) 日程第10 議案第49号 湖西

市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

[議会事務局長朗読]

○議長(二橋益良) 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第49号につきまして御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成28 年3月31日に公布されたことに伴い、湖西市都市計 画税条例の一部を改正する必要が生じたものであり ます。

この改正が平成28年4月1日から施行されるため、 市議会を招集するいとまがなかったことから、地方 自治法第179条第1項の規定により、湖西市都市計 画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分 をさせていただきましたので、御報告し、御承認を お願いするものであります。

改正の内容は、地方税法の改正により生じた項ず れを改めるために、関係する規定の整理を行うもの であります。

附則といたしまして、施行日を平成28年4月1日 とし、経過措置として平成28年度以降の年度分の都 市計画税について適用し、平成27年度分までの都市 計画税については従前の例とするものであります。 よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(二橋益良) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3 項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、本件は委員 会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり] 〇議長(二橋益良) 以上で討論を終わります。

それでは議案第49号について採決いたします。本 案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手 を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(二橋益良) 挙手全員であります。したがって議案第49号は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分と いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(二橋益良) 休憩を解いて会議を再開いた します。

日程第11 議案第50号 湖西市国民健康保険税条 例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認 を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長(二橋益良) 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第50号につきまして御説 明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成28 年3月31日に公布、4月1日から施行されました。

これに伴いまして、去る3月31日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告し、御承認をお願いするものであります。

改正の内容は、国民健康保険税の5割軽減世帯及び2割軽減世帯の対象要件を緩和し、対象世帯を拡大しようとするものであります。

なお施行日は平成28年4月1日とするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(二橋益良) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり] ○議長(二橋益良) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、本件は委員 会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 以上で討論を終わります。

それでは議案第50号について採決いたします。本 案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手 を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(二橋益良) 挙手全員であります。したがって議案第50号は原案のとおり承認されました。

〇議長(二橋益良) 日程第12 議案第51号 湖西 市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利 用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定 に係る専決処分の承認を求めることについてを議題 といたします。

事務局長に朗読させます。

[議会事務局長朗読]

○議長(二橋益良) 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第51号につきまして御説 明申し上げます。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が、平成28年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

この改正は平成28年4月分の保育料から適用し保護者にお納めいただくため、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定に係る一部を改正する専決処分をさせていただきましたので、御報告し、御承

認をお願いするものであります。

改正の内容は、保育園や幼稚園に通う園児の利用 者負担額について、年収約360万円未満相当の世帯 における多子軽減の年齢制限の撤廃及びひとり親世 帯等の負担軽減措置として第1子を半額、第2子以 降を無料化するものであります。

なお詳細につきましては教育次長から補足説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(二橋益良) 市長。

〔市長 三上 元登壇〕

 〇市長(三上 元)
 発言を恐れ入りますが訂正させてください。

年収約360万円未満相当の世帯における多子軽減 の年齢制限と申し上げましたが、年齢上限の間違い であります。年齢上限の撤廃でございます。よろし くお願い申し上げます。

〇議長(二橋益良)教育次長に補足説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長(落合 進) それでは補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正におきましては、これまでの条例 における利用者負担額の表から大幅な改正が必要で あったこと、また字句についても法に沿ったものに 改めながら、別表を全て改めるものであります。

別表の1は主に保育園等を利用する園児に係る利用者負担額表、別表の2及び3は主に幼稚園等を利用する園児に係る利用者負担額表で、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の負担軽減と、多子世帯の年齢上限の撤廃に対応するため、国の階層に合わせて表を改めるものであります。

なお年収約360万円未満相当の国の基準におきましては、ひとり親世帯等及び幼稚園等を利用する園児の世帯は市民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯とし、保育園等を利用する園児のその他世帯は市民税所得割合算額が5万7,700円未満の世帯としております。これは保育園を利用するその他世帯については、給与所得控除・基礎控除等が夫・妻ともに適用されるため、同じ世帯収入でも幼稚園等を

利用する園児の世帯よりも所得割課税額が低くなることによるものであります。

そのため、別表の1の第4階層につきましては国の基準においても第4階層を細分化しておりますので、枝番を付し細分化して規定するものであります。 備考1から備考7までについては、表における用語等について定義を規定するものであります。

備考8は利用者負担額の算定基準となる市民税所 得割額の年度について規定するものであります。

備考9から備考11までは、年収約360万円以上相当の世帯における利用者負担額について規定するもので、この規定についてはこれまでの条例と同様のものであります。

備考12及び備考13は、年収約360万円未満相当世帯の多子世帯の利用者負担額について備考9から備考11までの規定にかかわらず年齢上限をなくして第2子・第3子以降の判定を行い、利用者負担額を軽減するため新たに規定するものであります。

そのうち備考12は、母子家庭等のひとり親世帯等ではないその他世帯の利用者負担額について規定するもので、多子世帯軽減の年齢上限をなくした上で、第2子目の園を利用する園児の利用者負担額を半額に、第3子目以降は無料とすることを規定するものであります。

備考13は、母子家庭等のひとり親世帯等の利用者 負担額について規定するもので、第2子目以降の園 を利用する園児の利用者負担額を無料とすることを 規定するものであります。

附則につきましては、施行日を公布の日とし、平成28年4月1日から遡及適用を規定するものであります。説明は以上です。

○議長(二橋益良) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(二橋益良) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(二橋益良) 異議なしと認め、本件は委員

会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) 以上で討論を終わります。

それでは議案第51号について採決いたします。本 案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手 を求めます。

「替成者举手]

○議長(二橋益良) 挙手全員であります。したがって議案第51号は原案のとおり承認されました。

〇議長(二橋益良) 日程第13 議案第52号 社会 体育施設等への指定管理者制度の導入のための関係 条例の整備に関する条例制定についてを議題といた します。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長(二橋益良) 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第52号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治法第244条の2第3項の 規定に基づき湖西運動公園ほか5施設の管理・運営 を指定管理者に行わせることができるように、関係 する条例の字句を改正及び条項の追加を行おうとす るものであります。

指定管理者には、湖西運動公園、北部地区運動広場、梶田多目的運動広場、みなと運動公園、新居スポーツ広場公園、勤労者体育センターの6施設を一括して管理・運営を行わせようとするもので、本議案の議決をいただきましたら、公募を行い、指定管理者の指定に係る議案を12月定例会に上程する予定であります。

施行日は平成29年4月1日とし、指定管理期間は 施行日より5年間を予定しております。よろしく御 審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(二橋益良) 説明は終わりました。

〇議長(二橋益良) 日程第14 議案第53号 湖西

市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例制定につい てを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

[議会事務局長朗読]

○議長(二橋益良) 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第53号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が、本年4月1日から改正されたことから、これと整合を図るため本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、学校教育法の一部 が改正され、義務教育学校が創設されたため、放課 後児童支援員の資格要件の一つとして教諭の資格に 義務教育学校を加えるものであります。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行 するものであります。よろしく御審議賜りますよう お願い申し上げます。

○議長(二橋益良) 説明は終わりました。

○議長(二橋益良) 日程第15 議案第54号 湖西 市風致地区条例の一部を改正する条例制定について を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長(二橋益良) 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第54号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、電気事業法の一部改正に伴い湖西 市風致地区条例の一部を改正するものであります。 電気事業法の改正による特定規模電気事業を含む事 業区分の再編に合わせるよう変更しようとするもの であります。

なお施行日は公布の日とするものであります。よ

ろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(二橋益良) 説明は終わりました。

○議長(二橋益良) 日程第16 議案第55号 湖西 市新居関所周辺地区景観条例の一部を改正する条例 制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

[議会事務局長朗読]

○議長(二橋益良) 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第55号につきまして御説 明申し上げます。

電気事業法の一部改正に伴い湖西市新居関所周辺 地区景観条例の一部を改正するものであります。電 気事業法の改正により、卸供給事業者を含む事業区 分の再編に合わせるよう変更しようとするものであ り、また字句の整理をあわせて行うものであります。

なお施行日は公布の日とするものであります。よ ろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(二橋益良) 説明は終わりました。

○議長(二橋益良) 日程第17 議案第56号 財産の取得についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

〇議長(二橋益良) 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第56号につきまして御説 明申し上げます。

本案につきましては、災害対応特殊はしご付消防 ポンプ自動車の導入に伴い、制限付一般競争入札を 去る5月10日に執行いたしました。

その結果、落札者であります静岡森田ポンプ株式 会社と1億5,103万8,000円で契約を締結しようとす るものであります。

現在、運用を停止しておりますはしご車を更新するもので、火災等の災害に対して市民の安全・安心のため本年度の導入を目指すものであります。よろ

しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(二橋益良) 説明は終わりました。

○議長(二橋益良) 日程第18 議案第57号 市道の路線の廃止についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

[議会事務局長朗読]

○議長(二橋益良) 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

〇市長(三上 元) 議案第57号につきまして御説 明申し上げます。参考資料の51ページをごらんいた だけますでしょうか。

内山土地区画整理事業の完了に伴い、区画整理事業区域内の既存路線を廃止しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(二橋益良) 説明は終わりました。

○議長(二橋益良) 日程第19 議案第58号 平成 28年度湖西市一般会計補正予算(第1号)を議題と いたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

[市長 三上 元登壇]

〇市長(三上 元) 議案第58号につきまして御説 明申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出それぞれ 4,001万5,000円を増額し、総額を218億7,001万 5,000円にしようとするものであります。

歳入の内容を申し上げますと、県支出金を増額し、 繰入金を減額するものであります。

歳出の主な内容を申し上げますと、地域農政総合 推進事業費の計上、市民会館の解体費用を算出する ための委託料を計上するものであります。また人事 異動に伴う職員給与等を減額するものであります。

詳細につきましては総務部長から補足説明させま すので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上 げます。

〇議長(二橋益良) 総務部長に補足説明を求めま

す。総務部長。

〔総務部長 飯田勝義登壇〕

○総務部長(飯田勝義) それでは補足説明させて いただきます。補正予算に関する説明書を御用意い ただきたいと思います。

初めに歳出について御説明申し上げます。

なお、人件費につきましては各目での説明を省略 させていただき、一括して最後に説明をさせていた だきます。

それでは28ページ、29ページをごらんください。 参考資料は53ページからとなります。

6款1項3目地域農政総合推進事業費の地域農政 関係経費の補正額は7,888万8,000円の増額で、国の 平成27年度補正予算でTPP対策として予算化され ました産地パワーアップ事業、10分の10の補助でご ざいますが、これを活用し、農業者の生産資材の導 入経費等に対する補助金を計上するものであります。

7目土地改良費の土地改良施設管理運営費の補正額は220万7,000円の増額で、県の農村地域防災減災事業、これも10分の10の補助率でございますが、これを活用し、ため池ハザードマップ作成業務に伴う委託料を計上するものであります。

30ページ、31ページをごらんください。

7款1項3目観光費の新居弁天今切体験の里管理 運営事業費の補正額は103万3,000円の増額で、海湖 館に設置しています浄化槽のブロア2台が故障しま したため、修繕料を増額するものであります。

36ページ、37ページをごらんください。

8款4項7目公共下水道事業費の公共下水道整備 事業費の補正額は505万3,000円の増額で、人事異動 に伴い人件費が増額となったため、公共下水道事業 特別会計への繰出金を増額するものでございます。

46ページ、47ページをごらんください。

10款6項7目市民会館費の市民会館管理運営費の 補正額は747万5,000円の増額で、市民会館の解体費 用を算出するため設計委託料を計上するものであり ます。

48ページ、49ページをごらんください。

13款1項1目予備費の補正額は913万6,000円の増額で、5月に予備費を充用したため、今後の災害等

に備え増額するものであります。

最後に人件費についてであります。説明書52ページから54ページをごらんいただきたいと思います。

人件費の減額は、52ページの特別職と54ページの一般職を合わせまして6,377万7,000円でございます。 平成28年4月の人事異動に伴う一般会計全体の人件費の組みかえ等による減額でございます。

以上、歳出の補正額は4,001万5,000円の増額であります。

続きまして歳入について御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書は4ページ、5ページを ごらんください。あわせて参考資料は52ページとな ります。

15款2項6目農林水産業費県補助金の補正額は8,109万5,000円の増額で、ため池ハザードマップ作成業務に対する農村地域防災減災事業費補助金220万7,000円と、農業者の生産資材の導入等に要する費用に対する産地パワーアップ事業補助金7,888万8,000円を計上するものであります。

18款1項1目財政調整基金繰入金の補正額は 4,108万円の減額で、人件費の減額に伴い財政調整 基金へ繰り戻すものであります。

以上、歳入の補正額は歳出と同額の4,001万5,000 円の増額であります。以上で説明を終わります。

○議長(二橋益良) 説明は終わりました。

〇議長(二橋益良)日程第20議案第59号平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第59号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ505万3,000円を 増額し、総額16億1,564万9,000円にしようとするも のであります。

歳出は、職員の異動に伴います人件費505万3,000 円を増額補正しようとするものであります。

歳入は、人件費の増額に伴い一般会計からの繰入

金505万3,000円を増額補正しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(二橋益良) 説明は終わりました。

○議長(二橋益良)日程第21議案第60号平成28年度湖西市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第60号につきまして御説 明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を600万 1,000円減額し、総額11億2,582万4,000円に、資本 的支出を571万1,000円減額し、総額5億6,563万 7,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、職員の異動に伴う 人件費の減額であります。よろしく御審議賜ります ようお願い申し上げます。

〇議長(二橋益良) 説明は終わりました。

○議長(二橋益良) 日程第22 請願第2号 自動 車関係諸税の見直しについての意見書提出に関する 請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。 5番 楠 浩幸 君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番(楠 浩幸) 5番 楠 浩幸でございます。 お手元に請願文書表と先ほど議長のほうから御案内 がございました参考資料をお手元に置いていただい てお聞きいただければと思います。

それでは請願第2号、請願者は全日本自動車産業 労働組合総連合会、静岡地方協議会、議長 羽木俊 明ほか37名です。紹介議員として楠が請願の趣旨に ついてお話をさせていただきます。

請願の経緯ではございますが、昨年より国は地方 創生を重要政策に掲げ、人口減少に歯どめをかける べく地方の活性化を図ろうとしておりますが、一方 で昨年4月に軽自動車税の税制改正が行われました。 公共インフラが整備された都市部と比べて、湖西市 など地方では移動手段を自動車に頼らざるを得ませ ん。自動車は生活必需品であり、自動車を複数所有 している家庭も多く、自動車関係の諸税は家計を圧 迫しているところでございます。

昨年の税制改正による平成27年度の自動車販売台数の減少もこの税制改正の影響が否めなく、今年度に入ってきましてもその影響を引きずっているところは御承知のとおりでございます。今年度の湖西市の法人税収も計画どおり収納できるのか危惧するところでございます。

このように自動車産業の衰退は、地方からさらに 人口の流出が懸念をされます。

よって以下の4点につきまして国に対して意見書を求めるところでございます。その4点について説明を申し上げます。お手元の参考資料を見ていただきながらと思います。

1点目は、車体課税及び燃料課税の、当分の間として措置される税率廃止を検討すること。車体課税のうち新車購入時と車検のときに支払います重量税は、本税に対して2倍の重課がかかっております。また燃料税、ガソリン税におきましても1リットル当たり25円、約25円ですけど、多く課税をした状態が、これは暫定税率といいましてそのまま30年以上も続いている状況でございます。

裏面をお願いします。2点目、複雑な燃料課税を 簡素化することということで、資料にもございます ように自動車には9種類の税金が課せられておりま す。とりわけ燃料課税につきましてはガソリン税、 石油・石炭税、地球温暖化税に加えて消費税と、何 げに支払っているガソリンには複雑怪奇な税金がか かっていることは余り知られておりません。

3点目はタックスオンタックスを解消すること。 これは文字どおり税金の上に税金が乗っかっておる よということです。ガソリン等を給油したときに明 細書が発行されますけれども、先ほど申し上げたガ ソリンにかかわる各種税金に対しても消費税がかか っているということです。これを解消してほしいと いうことになります。

最後に4点目ですけれども、自動車税のグリーン

化特例について、経年車への重課は再度検討し過分な負担とならないよう配慮をいただきたいとするものでございます。さきにも申し上げたとおり、生活の足となっている自動車を大切に乗っているにもかかわらず、ガソリン車では13年を経過すると重課してしまいます。

よって、湖西市議会から国に対して自動車関係諸 税の見直しに関する意見書を提出することをお願い するものでございます。どうか御理解を賜り、御審 議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(二橋益良) 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

ただいま議題となっております請願第2号 自動 車関係諸税の見直しについての意見書提出に関する 請願は、配付してあります請願文書表のとおり総務 経済委員会に付託いたします。

○議長(二橋益良) 日程第23 請願第3号 所得 税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願 を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。11番 荻野利明 君。

[11番 荻野利明登壇]

O11番(荻野利明) 11番 荻野利明。所得税法第 56条の廃止を求める意見書案を朗読して、説明にか えさせていただきます。

中小業者は地域経済の担い手として、これまで日本経済の発展に貢献をしてきました。その中小零細業者を支えている家族従業者の働き分、自家労賃は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」により、必要経費として認められていません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者で86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が収入とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。

税法上では青色申告にすれば給与を経費とすることができますが、2014年1月からは改正国税通則法により白色申告者の記帳が全面的に義務化されたことにより、同じ労働に対して申告の種類で差をつけ

る制度自体が矛盾していることは明らかとなりました。そもそも青色申告で給与を経費とすることは所得税法第57条にあるとおり、記帳による特典でしかなく、一人の人間の労働に対する正当な対価とは言えません。

2015年末に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画には、所得税法第56条見直しが盛り込まれ、政府は56条廃止に向けた検討を始めていると答弁しましたが、いまだに実現がされていません。

家族の人権を認めない所得税法第56条は、廃止すべきとこれまでおよそ450の自治体が国に意見書を上げています。また日本政府に対しては第63会期国連女性差別撤廃委員会から、家族経営における女性のエンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求めると勧告も出されています。

全国各地で意見書採択がされた経緯や世界の家族 従業者への考え方や勧告を真摯に受けとめ、廃止に 向けた検討を直ちに進めてください。そして家族従 業者の人権保障の基礎をつくるために、所得税法第 56条を早期に廃止されるよう要望しますということ です。

どうか慎重な審議をお願いして、採択されること をお願いしたいと思います。以上です。

○議長(二橋益良) 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

ただいま12時になりましたが、このまま会議を延 長することを御同意願いたいと思いますけども、よ ろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長(二橋益良) それでは延長させていただきます。

ただいま議題となっております請願第3号 所得 税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願 は、配付してあります請願文書表のとおり総務経済 委員会に付託いたします。

○議長(二橋益良) 以上で本日の日程は終了いた しました。

議案に対する質疑は6月17日の本会議で行います

ので、質疑事項のある方は6月6日正午までに通告 してください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 0 時00分 散会